

10月7日～13日は「行政相談週間」

総務省の「行政相談」は、暮らしの中での行政に関する困りごとや「どこに相談したらいいかわからない」といった疑問・要望の相談を無料で受け付け、解決・改善につなげます。

市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が各地域で相談所を開設しています。秘密は固く守られますので気軽に相談してください。

※行政相談の開設日程は、25ページ「10月の相談」を確認してください。

一日総合相談室の開設

行政相談週間に合わせ、10月18日(金)に特設行政相談所「一日総合相談室」を開設します。詳しくは24ページ「相談」コーナーを確認してください。

まぐみみ広島



総務省行政相談センター

行政相談委員～私たちにご相談ください～



おかじまつとむ
岡島 勤



やまもと たかはる
山本 孝治



ささき ただのり
佐々木 忠則



つかもと としこ
塚本 敏子



なかお すみえ
中尾 澄江



いまい けんじ
今井 憲治

☎総務課 行政係 担当:泉

☎お太助フォン 42-5611 ☎ 42-4376

障害児の児童発達支援等利用者負担“無償化”

10月1日(火)から、3歳から5歳までの障害のある子どもを支援するため、下記サービスの利用者負担が無料になります。

《対象サービス》

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

《対象期間》

満3歳になって初めての4月1日から3年間
※利用者負担以外の費用(医療費や食費等、実費で負担しているもの)は必要です。
※幼稚園、保育所、認定こども園等とサービスを併用する場合も対象になります。
※新たな手続きは不要です。

10月1日から軽自動車購入時の税が変わります

軽自動車

令和元年10月1日から軽自動車税の税制改正が行われ、次の2点が変わります。

- 現行の軽自動車税 → 「軽自動車税 種別割」
※名称のみ変更(税額変更なし)
- 自動車取得税(2%) → 「軽自動車税 環境性能割」
※1年間限定で税率が軽減

・軽自動車税環境性能割(自家用) ※営業用は別税率です。

取得期間	電気自動車	令和2年度燃費基準			左記以外
		+20%達成	+10%達成	達成	
令和元年10月～令和2年9月*		非課税			1%
令和2年10月～		非課税		1%	2%

《対象車両》

取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車(新車、中古車いずれも対象)

☎税務課 市民税係 担当:山崎

☎お太助フォン 42-5614 ☎ 42-2130

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:日野

☎お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

制度に関するお知らせ

行政情報

後期高齢者医療制度 医療費の払い戻し

治療費などを支払った後、申請することで一部負担金相当額を控除した額が支給されます(広島県後期高齢者医療広域連合が認めた場合)。

《払い戻しが受けられる場合》

- 急病や国内旅行中など、被保険者証を持たずに受診した場合
- コルセットなどの治療用装具購入時(医師の診断書、領収書等が必要)
- 輸血(生血)
- 海外で急病になり受診した場合(海外療養費)
- ねんご、打撲などの施術時(柔道整復)
- ※骨折、脱臼などの施術を受けるときは、応急手当を除きあらかじめ医師の同意が必要です。
- ※肩こりや筋肉疲労に対する施術、整形外科等で医師による治療を受けている傷病に対する施術は療養費の対象になりません(全額自己負担)。
- 神経痛、リウマチ、腰痛症などの慢性的な疼痛を主症とする疾病の治療時(はり・灸)
- ※医師の同意書が必要です。
- ※同一疾病に対し、病院や診療所で医師による治療を受けているときは療養費の対象になりません。

○麻痺、関節拘縮(関節が動かなくなる状態等)などにより医療上必要がある症例についての施術時(あんま・マッサージ)

- ※医師の同意書が必要です。
- ※疲労回復や疾病予防を目的としたマッサージを受けたときは療養費の対象になりません。
- 医師の指示により、療養上一時的、緊急的な必要性がある転院などのための移送費用(移送費)
- ※以下のすべてに該当する場合に限りです。
 - ・移送の目的である療養が保険診療として適切であること
 - ・患者が療養の原因である傷病により移動困難であったこと
 - ・緊急その他やむを得ないと認められること



☎保険医療課 医療保険年金係 担当:三宅

☎お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

市設置型浄化槽 浄化槽市町村整備推進事業

下水道等の集合処理区域以外の地域に浄化槽を設置します(設置には分担金22万円が必要です)。

浄化槽の使用開始後は市が管理を行い、使用料が必要になります。
※宅地内(トイレ・台所・風呂等)から浄化槽、浄化槽から河川や水路までの排水管の施工は個人負担になります。

《対象》

下水道等の集合処理区域以外で、令和2年3月15日までに5人～12人槽の浄化槽を設置できる方。
※詳細はお問い合わせください。

《申込期限》 12月25日(水)

※設置予定基数100基になり次第締切

☎上下水道課 下水道係 担当:福永

☎お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206

☎上下水道課 下水道係 担当:陽岡

☎お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206